

ご参考：供給条件の変更（新旧対照表）

変 更 前	区 分	変 更 後
<p>一 般 ガ ス 供 給 約 款 （四街道12A地区） 2019年10月1日実施</p>		<p>一 般 ガ ス 供 給 約 款 （東京地区等） 2020年10月30日実施</p>
<p>I 供給約款の適用</p>		<p>I 供給約款の適用</p>
<p>1 適 用 (1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。)のガスの料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件は、この一般ガス供給約款(以下「この供給約款」といいます。)によります。 (2) この供給約款は、当社の最終保障供給約款(四街道12A地区)(以下「最終保障供給約款」といいます。)別表第1の供給区域に適用いたします。 (3) この供給約款に定めのない細目事項は、必要に応じてこの供給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>変 更</p>	<p>1 適 用 (1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。)のガスの料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件は、この一般ガス供給約款(以下「この供給約款」といいます。)によります。 (2) この供給約款は、別表第1の供給区域に適用いたします。 (3) この供給約款に定めのない細目事項は、必要に応じてこの供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p>2 供給約款の変更 (1) 当社は、この供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の一般ガス供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。 (2) お客さまは、(1)に定めるこの供給約款の変更に異議がある場合は、この供給約款による契約を解約することができます。 (3) この供給約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。 ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。 ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。 (4) この供給約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>変 更</p>	<p>2 供給約款の認可および変更 (1) この供給約款は、ガス事業法第17条第1項の規定にもとづき経済産業大臣の認可を受けて設定し、その後同項または同条第3項または同条第6項の規定にもとづき変更をしたものです。 (2) 当社は、ガス事業法第17条第1項の規定にもとづき経済産業大臣の認可を受けてこの供給約款を変更することがあります。または、ガス事業法第17条第3項または同条第6項の規定にもとづき、この供給約款を変更して、経済産業大臣に届け出ることがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の一般ガス供給約款によります。</p>
<p>3 用語の定義 この供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。 — 熱量 — (1) 「熱量」… 摂氏0度及び圧力101.325キロボスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。 お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令(以下「ガス事業法令」といいます。)で定められた方法によってその熱量を測定します。 (2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。 (3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。</p>	<p>変 更</p>	<p>3 用語の定義 この供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。 — 熱量 — (1) 「熱量」… 摂氏0度および圧力101.325キロボスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。 お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令(以下「ガス事業法令」といいます。)で定められた方法によってその熱量を測定します。 (2) 「標準熱量」… (1)により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。 (3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。 — 圧力 —</p>

－ 圧力 －

(4)「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

(5)「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(6)「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

－ ガス工作物 －

(7)「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(18)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

－ 供給施設 －

(8)「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

－ 導管 －

(9)「本支管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来、当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること

② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること

③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと

④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること

⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること

(10)「供給管」… 本支管から分岐して、道路とお客さまが所有又は占有する土地との境界線に至るまでの導管をいいます。

(11)「内管」… (10)の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

(12)「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

－ 導管以外の供給施設 －

(13)「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(14)「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(15)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(16)「マイコンメーター」… マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

(17)「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。

(18)「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

－ 消費機器 －

(19)「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

(4)「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

(5)「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(6)「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

－ ガス工作物 －

(7)「ガス工作物」… ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(17)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

－ 供給施設 －

(8)「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

－ 導管 －

(9)「本支管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

① 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること

② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること

③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと

④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること

⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること

(10)「供給管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有または占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(11)「内管」… (10)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。

(12)「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

－ 導管以外の供給施設 －

(13)「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(14)「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(15)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(16)「マイコンメーター」… マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

(17)「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

(18)「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。

－ ガス機器 －

(19)「ガス機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

－ その他の定義 －

(20)「ガス工事」… 供給施設の設置または変更の工事をいいます。

<p>— その他の定義 —</p> <p>(20)「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。</p> <p>(21)「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることを行います。</p> <p>(22)「ガスメーターの能力」… 当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。</p> <p>(23)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>(24)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。</p> <p>(25)「四街道12A地区」… 最終保障供給約款の別表第1に定めるガスを供給する地区をいいます。</p> <p>(26)「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5(1)のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。なお、当社（導管部門）がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、当社はガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。</p> <p>(27)「当社（導管部門）」… ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。</p>	<p>(21)「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取ることを行います。</p> <p>(22)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>(23)「消費税率」… 消費税等相当額、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この供給約款においては10パーセントといたします。</p>
<p>4 日数の取り扱い</p> <p>この供給約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。</p>	<p>4 日数の取り扱い</p> <p>この供給約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。</p>
<p>II 使用の申し込み及び契約</p>	<p>II 使用の申し込みおよび契約</p>
<p>5 使用の申し込み</p> <p>(1) この約款によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの供給約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法により申し込んでいただくほか、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。</p> <p>(3) 申し込みの受付場所は、当社及び当社の指定した特約店の窓口（以下「受付場所」といいます。）といたします。</p>	<p>変更</p> <p>5 使用の申し込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、またはガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用またはガス工事の申し込みをしていただきます（12(1)ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。</p> <p>(2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管またはガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。</p> <p>(3) 当社が必要と認めるときは、お客さまの氏名、住所、連絡先、工事に伴う費用の負担者氏名、支払方法等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法により申し込んでいただくほか、お客さまの氏名、住所を証明するもの（法人の場合は登記簿謄本等、個人事業者の場合は自宅住所を示す住民票等とします。）を提示していただくことがあります。</p> <p>(4) 申し込みの受付場所は、当社および当社の指定した特約店の窓口といたします。</p> <p>(5) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため(1)のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。</p> <p>— ガスメーターの決定 —</p> <p>(6) 当社は、(1)の申し込みに応じて、ガスメーターの能力（計量法にもとづき当</p>

	<p>該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。)を決定いたします。</p> <p>ガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用またはガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置しているガス機器および将来設置を予定しているガス機器(使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限ります。)が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。</p> <p>(7) 家庭用にガスを使用される場合には、(6)の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次のガス機器を算出の対象から除きます。</p> <p>① オープン、卓上コンロ等でガス消費量または使用頻度が少ないもの</p> <p>② 暖房機器または温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの(大型と小型の場合は小型のものとする。)</p> <p>(8) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議の上(6)の標準的ガス消費量を算出することがあります。</p>
<p>6 契約の成立及び変更</p> <p>(1) ガスの供給及び使用に関する契約(以下「ガス使用契約」といいます。)は、当社が5(2)の所定の方法によるガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。</p> <p>(2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約の成立は、(1)にかかわらず契約書の定めによるものといたします。</p>	<p>変 更</p> <p>6 契約の成立および変更</p> <p>(1) ガスの供給および使用に関する契約(以下「ガス使用契約」といいます。)またはガス工事に関する契約(以下「ガス工事契約」といいます。)は、当社が5(1)のガス使用またはガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。</p> <p>(2) お客さまが希望する場合または当社が必要とする場合は、ガスの供給および使用またはガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。</p>
<p>7 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、5(1)のガス使用の申し込みがあった場合には、(2)の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、(3)から(5)の場合を除きます。</p> <p>(2) お客さまの資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定めるガス工事約款によるものといたします。</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則(以下「法令等」といいます。)によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合</p> <p>② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合</p> <p>③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合</p> <p>④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能又は著しく困難な場合</p> <p>⑥ その他やむを得ない場合</p> <p>(4) 当社は、36(3)の供給又は使用の制限事由や37の供給停止事由に該当する場合や、申込者(申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において一般ガス供給約款等に基づく契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方又は申込者と主要構成員の全部若しくは一部を同じくする団体等を含みます。)が当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金又は延滞利息をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(5) 当社は、申込者に対し26の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、</p>	<p>変 更</p> <p>7 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、5(1)のガス使用またはガス工事の申し込みがあった場合には、(2)または(3)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給またはガスの工事が不可能もしくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路または河川等が、法律、命令、条例または規則(以下、「法令等」といいます。)によってガス工作物に関する当該工事を制限または禁止されている場合</p> <p>② 災害等によりガスの製造能力または供給能力が減退した場合</p> <p>③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合</p> <p>④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難でありまたは保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>⑤ その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合(配管スペースがない場合、私道にガス管を埋設する場合に私道の所有者等当該私道にガス管の埋設を許可する権限を有する方から私道使用の承諾を拒まれた場合、特殊な住宅でガス管を配管できない場合を含む)</p> <p>⑥ その他やむを得ない場合</p> <p>(3) 当社は、35(1)の供給または使用の制限事由や36の供給停止事由に該当する場合や、申込者(申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において一般ガス供給約款等にもとづく契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体等を含みます。)が当社との他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金または延滞利息をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)または(3)によりガス使用またはガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p>

<p>支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(6) 当社は、(3)から(5)によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p>	
<p>8 ガスの使用開始日</p> <p>当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3(26)のガス小売供給に係る無契約状態(いずれの小売事業者とも託送契約が締結されていない状態)が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。</p> <p>① ガス小売事業者又は当社による最終保障供給からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する18(1)の定例検針日の翌日。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p> <p>② 引越し(転入)等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合(お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び38の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。)は、原則として、お客さまの希望する日。</p>	
<p>9 名義の変更</p> <p>(1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務(前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。)を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合であって当社が認める場合は、当社所定の方法により名義を変更していただきます。</p> <p>(2) (1)の場合において、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。</p>	<p>変 更</p> <p>8 名義の変更</p> <p>(1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利および義務(前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。)を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>(2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。</p>
<p>10 ガス使用契約の解約</p> <p>(1) 引越し(転出)等の理由による解約</p> <p>① お客さまが、引越し等の理由によりガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を当社及び当社の指定した特約店の窓口へ通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。</p> <p>ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。</p> <p>② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置(メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。)をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに37の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。</p> <p>(2) 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約</p> <p>お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を当社(導管部門)を介して受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。また、お客さまが、当社の他のガス使用契約や最終保障供給に切り替える場合も、これに準じるものといたします。</p> <p>(3) 当社は、7(3)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合に</p>	<p>変 更</p> <p>9 ガス使用契約の解約</p> <p>(1) ガスの使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめその廃止の期日を当社および当社の指定した特約店の窓口へ通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。</p> <p>ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。</p> <p>(2) お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置(メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。)をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに36の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。</p> <p>(3) 当社は、7(2)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</p> <p>(4) 当社は、36の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</p>

<p>は、文書等でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</p> <p>(4) 当社は、37 の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に 15 日間程度及び 5 日間程度（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。</p>		
<p>1 1 契約消滅後の関係</p> <p>(1) ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、10 の規定によってガス使用契約が解約されても消滅いたしません。</p> <p>(2) 当社は、10 の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。</p>	<p>変 更</p>	<p>1 0 契約消滅後の関係</p> <p>(1) ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、9 の規定によってガス使用契約が解約されても、消滅いたしません。</p> <p>(2) 当社は、9 の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。</p>
<p>III ガス工事</p> <p>ガス工事は、当社が別途定める契約条件（ガス工約款）に基づき、以下のように取り扱います。</p>		<p>III 工事および検査</p>
<p>1 2 ガス工事の申し込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方は、当社が別途定める契約条件（ガス工約款）に基づき、当社にガス工事の申し込みをしていただきます（14(1)ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。</p> <p>(2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。</p> <p>(3) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、お客さまのため、(1)のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。</p> <p>(4) ガスメーターの決定</p> <p>① 当社は、(1)の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの 1 時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。</p> <p>② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。</p> <p>イ オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの</p> <p>ロ 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ 2 個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとしします。）</p> <p>③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。</p> <p>(5) ガスメーターの設置</p> <p>当社は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを 2 個以上設置することがあります。</p> <p>① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅</p> <p>各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場</p>	<p>変 更</p>	<p>1 1 工事の設計見積もり等</p> <p>(1) 当社は、5 (1)のガス使用またはガス工事の申し込みに伴い、内管およびガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計および見積もりを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。</p> <p>(2) 当社は、5 (1)のガス使用またはガス工事の申し込みに伴い、本支管または整圧器を新たに設置する工事（以下「延長工事」といいます。）、または本支管を入れ替えもしくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」といいます。）を必要とする場合において、13(12)から(20)までの規定によりお客さまから工事負担金をいただくときには、遅滞なく工事の設計および見積もりを行い、お客さまに工事負担金の明細をお知らせいたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから(1)、(2)の見積もりによる申し込みがなされたときに 5 (1)の申し込みがあったものといたします。</p>

<p>所といたします。</p> <p>なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。</p> <p>イ 各戸が独立的に区画されていること</p> <p>ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること</p> <p>ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること</p> <p>② 店舗、官公庁、工場その他</p> <p>1 構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。</p> <p>③ 施設付住宅</p> <p>1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。</p> <p>(6) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。</p>		
<p>1.3 ガス工事の承諾義務</p> <p>(1) 当社は、12(1)のガス工事の申し込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合</p> <p>② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合（配管スペースがない場合、私道にガスを埋設する場合に私道の所有者等当該私道にガスの埋設を許可する権限を有する方から私道使用の承諾を拒まれた場合、特殊な住宅でガスを配管できない場合を含む）</p> <p>④ その他やむを得ない場合</p> <p>(3) 当社は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なくお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>変更</p>	
<p>1.4 ガス工事の実施</p> <p>ーガス工事の施工者等ー</p> <p>(1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。</p> <p>(2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。</p> <p>① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事</p> <p>② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事</p> <p>③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事</p> <p>④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事</p> <p>⑤ ガス栓のみを取り替える工事</p> <p>⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事</p>	<p>変更</p>	<p>1.2 工事の実施</p> <p>ーガス工事の施工者等ー</p> <p>(1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。</p> <p>(2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターがすでに設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅または一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。</p> <p>① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事</p> <p>② フレキ管を配管してガス栓または内管の位置を替える工事</p> <p>③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事</p> <p>④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事</p> <p>⑤ ガス栓のみを取り替える工事</p> <p>⑥ ①～⑤の工事に伴う内管の撤去工事</p>

(3) お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又はお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

— 気密試験等 —

(4) 当社が施工した内管及びガス栓を当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

(5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。

(6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設へのガスの供給をお断りすることがあります。

— 供給施設等の設置承諾 —

(7) 当社は、3(10)の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じて当社は責任を負いません。

(8) 当社が、お客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまは私道所有者等から当社が私道を使用（導管の埋設、修繕、維持管理、撤去、またそれらのための当該私道の掘削、復旧等）することにつき、当社の定める様式により、承諾を得ていただきます。

(9) 当社は、供給施設を設置した場合、3(10)の境界線内の土地、建物若しくは施設又はその周辺道路に、迅速なガス工事及び保安の確保のために、設置位置等を表示した当社所定の標識（シール・札・杭等）を設置させていただきます。

(3) お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して補修が必要であるとき、お客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議の上解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

— 気密試験等 —

(4) 当社が施工した内管およびガス栓を、当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

(5) 承諾工事人が施工した内管およびガス栓を、承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせます。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。

(6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、または(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設の使用をお断りすることがあります。

— ガスメーターの設置 —

(7) 当社は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。

なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを 2 個以上設置することがあります。

① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅

各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場所といたします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは次のすべての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内または 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(8) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

— 供給施設等の設置承諾 —

(9) 当社は、3(10)の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地または借家であるときは、あらかじめ当該土地または建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日苦情が生じて、当社は責任を負いません。

(10) 当社がお客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまは当社が私道を使用（導管の埋設、修繕、維持管理、撤去、またそれらのための当該私道の掘削、復旧等）することにつき当社が定める様式で私道所有者等からの承諾を得ていただきます。

(11) 当社は、供給施設を設置した場合、3(10)の境界線内の土地、建物もしくは施設またはその周辺道路に、迅速なガス工事及び保安の確保のために、設置位置等を表示した当社所定の標識（シール・札・杭等）を設置させていただきます。

	<p>— 担保責任 —</p> <p>(12) 当社は、以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、お客さまは相当の期間を定めて当社に修補を求めることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、修補に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができます。</p> <p>① 内管及びガス栓 ② ガス遮断装置 ③ 整圧器（お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置されるもの） ④ 昇圧供給装置</p> <p>(13) (12)の担保責任の期間は、引渡の月の末日を起算日として2年間とします。ただし、その契約の不適合が当社の故意または重大な過失により生じた場合には、10年間とします。</p>
<p>15 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>— 供給施設の所有区分と工事費 —</p> <p>(1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。ただし、別表第11に定める場合には、内管の設置に要する費用の一部を当社が負担することがあります。</p> <p>(2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4)、(6)及び(8)において同じ。）。</p> <p>(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価（ただし、②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。</p> <p>① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当たり、1個当たり又は1箇所当たり等で表示いたします。なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事業所等に掲示しています。</p> <p>イ 材料費 材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。</p> <p>ロ 労務費 労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。</p> <p>ハ 運搬費 運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。</p> <p>ニ 設計監督費 設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。</p> <p>ホ 諸経費 諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。</p> <p>② 次に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。</p> <p>イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事 ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事 ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品</p>	<p>変 更</p> <p>13 工事に伴う費用の負担</p> <p>— 供給施設の所有区分と工事費 —</p> <p>(1) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。ただし、別表第11に定める場合には、内管の設置に要する費用の一部を当社が負担することがあります。</p> <p>(2) 内管およびガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4)、(6)および(8)において同じ。）。</p> <p>(3) 内管およびガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類および工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（ただし、下記②にかかげる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。</p> <p>① 内管およびガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費および諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当たり、1個当たりまたは1箇所当たり等で表示いたします。</p> <p>なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の営業窓口に掲示しています。</p> <p>イ 材料費 材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。</p> <p>ロ 労務費 労務費は、歩掛および賃率にもとづき算出いたします。</p> <p>ハ 運搬費 運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費および工作車にかかる費用にもとづき算出いたします。</p> <p>ニ 設計監督費 設計監督費は、設計費、見積事務費および監督費の合計額にもとづき算出いたします。</p> <p>ホ 諸経費 諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費および間接経費の合計額にもとづき算出いたします。</p> <p>② 次の各号にかかげる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法または材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費および諸経費の費用にもとづき算出した個別の見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。</p> <p>イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事 ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合または特別な建築物等で実施する工事 ハ 当社が別に定めた規格・工法にもとづき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する工事</p>

に組み込まれ た工事材料をお客さまが提供する工事

- (4) お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (5) (4)に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (6) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (7) (6)に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (9) (8)に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします
- (10) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまに負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。
- (11) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担いたします。ただし、お客さまの依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまに負担していただきます。

一 工事材料の提供と工事費算定 一

(12) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

- ① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまに負担していただきます。
- ② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別途定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまに負担していただきます。
- ③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること

ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

一 修繕費の負担 一

(13) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）はお客さまに負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

(4) お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(5) (4)に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(6) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(7) (6)に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(9) (8)に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(10) ガスメーターは、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまにご負担していただきます。

ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。

(11) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担いたします。ただし、お客さまの申し込みにより供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまにご負担していただきます。

一 工事負担金 一

(12) 本支管および整圧器（(6)の整圧器を除きます。）は、当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。なお、設置された本支管及び整圧器（(6)の整圧器を除きます。）は、他のお客さまがガスの供給を受ける場合にも使用されるものといたします。

① お客さまのガス使用またはガス工事の申し込みに伴い、延長工事を行う場合において、お客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管および整圧器（別表第3にかかげる本支管および整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。）の設置の工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといたします。）が別表第2の当社の負担額をこえるときは、その差額

② お客さまのガス使用またはガス工事の申し込みに伴い本支管および整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管または整圧器と同等のもの材料価額（すべての既設本支管および既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含みません。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除きます。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第2の当社の負担額をこえるときは、その差額

③ お客さまのガス使用またはガス工事の申し込みに伴う延長工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費および②の入取替工事費の合計額が別表第2の当社の負担額をこえるときは、その差額

一 複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定 一

(13) 複数のお客さまからガス使用またはガス工事の申し込みをいただいたことに伴い延長工事または入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計および見積もりを行い、工事を実施することができる場合には、お客さまと協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

(14) (13)の場合、当社が同時に設計および見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除きます。）が、その複数のお客さまについての別表第2の当社の負担額の合計額をこえるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただくものとし、公平の原則にもとづき、それぞれ

のお客さま別に割り振り、算定いたします。

(15) (13)の「1つの工事」とは、同時になされたすべてのお客さまの申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。

(16) 複数のお客さまから共同してガス使用またはガス工事の申し込みをいただいたことに伴い延長工事または入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。

(17) (16)の場合の工事費（消費税等相当額を除きます。）が、その複数のお客さまについての別表第2の当社の負担額の合計額をこえるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。この工事負担金は、それぞれのお客さまごとの算定を行いません（(19)、(20)において同じ）。

(18) 建築事業者等から、複数のガスの使用予定者のためにガス工事の申し込みがあり、それに伴って延長工事または入取替工事を行う場合は、(16)の申し込みがあったものとして取り扱います。

(19) (18)の場合の工事費（消費税等相当額を除きます。）が、使用予定者についての別表第2の当社の負担額の合計額をこえるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。

－ 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 －

(20) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対し50パーセント以上ある場合を除きます。

② 申し込みによるガスの使用予定者の供給に必要な延長工事費および入取替工事費が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の当社の負担額の合計額をこえるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガス使用予定者数の50パーセントをこえるものとし、特別な事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けた時に3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえ、工事負担金を決定することがあります。

－ 工事材料の提供と工事費算定 －

(21) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管およびガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合(②を除きます。)には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまにご負担していただきます。

② 当社は、当社が別に定めた規格・工法にもとづき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまにご負担していただきます。

③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令および当社の定める材料・設計・施工基準に適合するも

	<p>のであること</p> <p>ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること</p> <p>－ 修繕費の負担 －</p> <p>(22) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）はお客さまにご負担していただき当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。</p> <p>－ 工事の変更、解約の場合の損害賠償等 －</p> <p>(23) 工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前にガス使用契約またはガス工事契約が変更または解約される場合は、当社がすでに要した費用および変更または解約によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。</p> <p>ただし、工事を実施していない部分につき、14(7)にかける工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更または解約もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。</p> <p>(24) (23)にもとづき費用および損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。</p> <p>① すでに実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含みます。）</p> <p>② すでに工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）および工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）</p> <p>③ 原状回復に要した費用</p> <p>④ その他工事の実施についての特別な準備をしたことによる損害</p>
<p>16 本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担</p> <p>－ 工事負担金 －</p> <p>(1) 本支管及び整圧器（15(6)の整圧器を除きます。）は当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまに負担していただきます。なお、設置された本支管及び整圧器（15(6)の整圧器を除きます。）は、他のお客さまがガスの供給を受けるためにも使用いたします。</p> <p>① ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、お客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要な最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといたします。）が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額</p> <p>② ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のもの材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものといたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものといたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額</p> <p>③ ガス工事の申し込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額</p> <p>－ 複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定 －</p> <p>(2) 複数のお客さまからガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、その複数のお客さまと協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。</p> <p>(3) (2)の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相</p>	<p>変更</p>

<p>当額を除いたものといたします。)が、その複数のお客さまについての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまに負担していただくものとし、公平の原則に基づきそれぞれのお客さま別に割り振り、算定いたします。</p> <p>(4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされた全てのお客さまの申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。</p> <p>(5) 複数のお客さまから共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。</p> <p>(6) (5)の場合の工事費(消費税等相当額を除いたものといたします。)が、その複数のお客さまについての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまに負担していただきます。この工事負担金は、それぞれのお客さまごとの算定を行いません(8)、(9)において同じ。)</p> <p>(7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入替工事を行う場合は、(5)の申し込みがあったものとして取り扱います。</p> <p>(8) (7)の場合の工事費(消費税等相当額を除いたものといたします。)が、使用予定者についての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。</p> <p>— 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 —</p> <p>(9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。</p> <p>① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。</p> <p>② 申し込みによるガスの使用予定者への供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入替工事費が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。</p> <p>③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。</p>	
<p>17 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>(1) 当社は、15の規定によりお客さまに負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日(ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(2) 当社は、16の規定によりお客さまに負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日(ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器(15(6)の整圧器を除きます。)の工事を必要としない状態となった日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(3) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に15及び16の規定により算定した工事費及び工事負担金(以下「工事費等」といいます。)を全額申し受けます。</p>	<p>変更</p> <p>14 工事費等の申し受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、13(3)から(11)までおよび(21)の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日(ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(2) 当社は、13(12)から(20)までの規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日(ガス使用の申し込みをいただいたときに新たな本支管および整圧器(13(6)の整圧器を除きます。)の工事を必要としない状態となった日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく13(3)から(21)までの規定により算定した工事費および工事負担金(以下「工事費等」といいます、消費税等相当額を含みま</p>

<p>(4) 当社は、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。</p> <p>① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別な工程等工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動があったとき</p> <p>④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき</p>	<p>す。)を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることができます。</p> <p>① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月をこえる工事をいいます。）</p> <p>② その他、当社が特に必要と認めた工事</p> <p>(4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、当社が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。</p> <p>(5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みにもとづき、保安上の理由により取り替える工事については、当社が認める場合には、工事費の全部または一部の支払期日を、工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。この場合、支払期間に応じて金利相当額をいただくことがあります。</p> <p>(6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。</p> <p>(7) 当社は、工事費等をいただいたのち、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。</p> <p>① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径または材質その他工事に要する材料の変更および特別な工程等工事の実施条件に変更のあったとき。</p> <p>② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき。</p> <p>③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含みます。）または労務費に著しい変動のあったとき。</p> <p>④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき。</p>
	<p>15 供給施設等の検査</p> <p>(1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの）といたします。(2)において同じ。)をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当社が負担いたします。</p> <p>(2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器および3(15)に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。</p> <p>(3) 当社は、(1)および(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(4) お客さまは、当社が(1)および(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。</p>
<p>IV 検針及び使用量の算定</p>	<p>IV 検針および使用量の算定</p>
<p>18 検針</p> <p>— 検針の手順 —</p> <p>(1) 当社は、あらかじめ定められた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。</p> <p>① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定されています。</p> <p>② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日が定められています。</p> <p>(2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。</p> <p>① 8②に規定するガスの使用開始日</p> <p>② 10(1)から(3)の規定により終了を行った日</p> <p>③ 37の規定によりガスの供給を停止した日</p>	<p>変更</p> <p>16 検針</p> <p>— 検針の手順 —</p> <p>(1) 当社は、あらかじめ定められた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。</p> <p>① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。</p> <p>② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮の上検針を行う日を定めます。</p> <p>(2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合および④の場合を除きます。）</p> <p>② 9(1)から(3)の規定により解約を行った日</p>

<p>④ 38の規定によりガスの供給を再開した日</p> <p>⑤ ガスメーターを取り替えた日</p> <p>⑥ 8①ただし書に規定する日(お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日)の前日</p> <p>⑦ その他当社が必要と認めた日</p> <p>－ 検針の省略 －</p> <p>(3) 当社は、お客さまが8なお書、8①ただし書及び8②に規定するガスの使用を開始した場合又は38の規定によりガスの供給を再開した場合で、使用開始又は供給再開の日とその直後の定例検針を行う日の間の日数が4日(23(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、使用開始又は供給再開の直後の定例検針を行わないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、ガス使用契約が10(1)又は10(2)により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日と解約の期日の間の日数が3日(23(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日と(2)④の供給再開に伴う検針日の間の日数が4日(23(3)に規定する休日を含みます。)以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(6) 当社は、お客さまの不在、災害、感染症の流行、又はその他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。</p>	<p>③ 36の規定によりガスの供給を停止した日</p> <p>④ 37の規定によりガスの供給を再開した日</p> <p>⑤ ガスメーターを取り替えた日</p> <p>－ 検針の省略 －</p> <p>(3) 当社は、お客さまが新たにガスの使用を開始した場合または37の規定によりガスの供給を再開した場合で、使用開始または供給再開の日とその直後の定例検針を行う日の間の日数が4日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、使用開始または供給再開の直後の定例検針を行わないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、ガス使用契約が9(1)または9(2)により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日または定例検針日と解約の期日の間の日数が3日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、またはすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日と(2)④の供給再開に伴う検針日の間の日数が4日(21(3)に規定する休日を含みます。)以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p> <p>(6) 当社は、お客さまの不在または災害等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。</p>
<p>19 計量の単位</p> <p>(1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。</p> <p>(2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。</p> <p>(3) 20(9)又は(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。</p>	<p>変更</p> <p>17 計量の単位</p> <p>(1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。</p> <p>(2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。</p> <p>(3) 18(9)または(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。</p>
<p>20 使用量の算定</p> <p>当社が定める託送供給約款に基づき、使用量は以下の通りに算定されます。</p> <p>(1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み(以下「検針値」といいます。)により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付け付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。また、8なお書及び8①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。</p> <p>(2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます((3)、(7)及び23(1)において同じ)。</p> <p>① 18(1)及び(2)(ただし、⑤を除きます)の日であって、検針を行った日</p> <p>② 20(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日</p> <p>③ 20(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日</p> <p>(3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。</p> <p>① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②及び③の場合を除きます。)</p> <p>② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は38の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間</p> <p>③ 37の規定によりガスの供給を停止した日に38の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間</p> <p>－ お客さまが不在の場合の使用量算定等 －</p> <p>(4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間(以下「推定料金算定期間」といいます。)の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。</p>	<p>変更</p> <p>18 使用量の算定</p> <p>(1) 当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。</p> <p>なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーターおよび取り付け付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。</p> <p>(2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます((3)、(7)および21(1)において同じ)。</p> <p>① 16(1)および(2)①から④までの日であって、検針を行った日</p> <p>② 18(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日</p> <p>③ 18(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日</p> <p>(3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。</p> <p>① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②および③の場合を除きます。)</p> <p>② 新たにガスの使用を開始した場合または37の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始または再開の日から次の検針日までの期間</p> <p>③ 36の規定によりガスの供給を停止した日に37の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間</p>

この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

（備考）

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

$$\textcircled{1} \quad V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2$$

（小数点第1位以下の端数は切り上げます。）

$$\textcircled{2} \quad V1 = (M2 - M1) - V2$$

（備考）

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの表示値

(6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきときは、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときは、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 当社は、8①ただし書及び8②に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

— 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(8) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。

(9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第4の算式により使用量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。

(11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準によ

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

(4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。

この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

（備考）

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

$$\textcircled{1} \quad V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2$$

（小数点第1位以下の端数は切り上げます。）

$$\textcircled{2} \quad V1 = (M2 - M1) - V2$$

（備考）

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきときは、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときは、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

— 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(8) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損または滅失等が判明した場合には、(10)または(11)に準じて使用量を算定し直します。

(9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分をこえない範囲内で、別表第4の算式により使用量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損または滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。

(11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損または滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定すること

<p>り算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえあらためて使用量を算定し直します。</p> <p>(12) 当社は、35(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p>		<p>があります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ改めて使用量を算定し直します。</p> <p>(12) 当社は、34(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p>
<p>2 1 使用量のお知らせ</p> <p>当社は、20の規定により使用量を算定したときには、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>変更</p>	<p>1 9 使用量のお知らせ</p> <p>当社は、18の規定により使用量を算定したときには、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>V 料金等</p>		<p>V 料金等</p>
<p>2 2 料金の適用開始</p> <p>料金は、8のガスの使用開始日又は38の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p>	<p>変更</p>	<p>2 0 料金の適用開始</p> <p>料金は、新たにガスの使用を開始した日または37の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p>
<p>2 3 支払期限</p> <p>(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。</p> <p>① 検針日（18(2)①、④、⑤、⑥及び20(8)を除きます。）</p> <p>② 20(9)、(10)又は(11)後段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 20(8)前段又は(11)前段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、21により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただけます。</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月29日及び12月30日をいい、37及び38(2)においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。</p> <p>(5) 30(2)の規定が適用される場合の支払期限日は、翌月の料金の支払期限日といたします。</p>	<p>変更</p>	<p>2 1 支払期限</p> <p>(1) ガスをご使用になるお客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかげる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。</p> <p>① 検針日（16(2)①、④、⑤および18(8)を除きます。）</p> <p>② 18(9)、(10)または(11)後段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 18(8)前段または(11)前段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までに支払っていただけます。</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日をいい、36および37(2)においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。</p> <p>(5) 29(2)の規定が適用される場合の支払期限日は、翌月の料金の支払期限日といたします。</p>
<p>2 4 料金の算定</p> <p>— 料金の算定方法 —</p> <p>(1) 当社は、別表第6の料金表を適用して、21の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金及び従量料金の合計額をいい、32、別表第6、別表第7及び別表第8においても同様とします。）を算定いたします。ただし、12(5)なお書の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、料金を算定いたします（(4)及び(5)の場合も同様といたします。）。</p> <p>— 料金算定期間及び日割計算 —</p> <p>(2) 当社は、(3)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。</p> <p>① 定例検針日、18(2)⑥又は⑦の翌日から、次の定例検針日、18(2)⑥又は⑦までの期間が24日以下又は36日以上となった場合</p> <p>② 8②の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合</p> <p>③ 10(1)又は(3)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29</p>	<p>変更</p>	<p>2 2 料金の算定</p> <p>— 料金の算定方法 —</p> <p>(1) 当社は、別表第6の料金表を適用して、19の規定によりお知らせした使用量にもとづき、その料金算定期間の料金（基本料金および従量料金の合計額をいい、31、別表第6、別表第7および別表第8においても同様とします。）を算定いたします。ただし、12(7)なお書きの規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量にもとづき、ガスメーターを1個として、料金を算定いたします（(4)および(5)の場合も同様といたします。）。</p> <p>— 料金算定期間および日割計算 —</p> <p>(2) 当社は、(3)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。</p> <p>① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合（ガス小売事業者を変更する場合はこの規定によります。）</p> <p>② 新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が29日以下または36日</p>

<p>日以下又は36日以上となった場合</p> <p>④ 37の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(18(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑤ 38の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(18(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑥ 36(3)の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>(4) 当社は、(3)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。</p> <p>(5) 当社は、(3)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。</p> <p>－ 端数処理 －</p> <p>(6) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>－ 適用料金の事前のお知らせ －</p> <p>(7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金をあらかじめ公表し、お客さまが料金を算定できるようにいたします。</p>	<p>以上となった場合</p> <p>③ 9(1)から(3)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</p> <p>④ 36の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(16(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑤ 37の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(16(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑥ 35(1)の規定によりガスの供給を中止しまたはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>(4) 当社は、(3)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。</p> <p>(5) 当社は、(3)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。</p> <p>－ 端数処理 －</p> <p>(6) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>－ 適用料金の事前のお知らせ －</p> <p>(7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金および単位料金(基準単位料金または調整単位料金)をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。</p>
	<p>新規</p> <p>2.3 単位料金の調整</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第6の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。</p> <p>① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \frac{\text{原料価格変動額}}{100 \text{円}} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \frac{\text{原料価格変動額}}{100 \text{円}} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(備考)</p> <p>上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり)</p> <p>57,250円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表第6の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。</p>

		<p>(算式)</p> $\text{平均原料価格} = \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9479$ $+ \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0546$ <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> $\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$ <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> $\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$
<p>25 料金の精算等</p> <p>(1) 当社は、20(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。</p> <p>(2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と20(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、35(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>(4) 当社は、20の規定により算定した使用量に基づいた料金については、災害等やむを得ない理由がある場合には、請求を行わないことがあります。</p>	<p>変 更</p>	<p>24 料金の精算等</p> <p>(1) 当社は、18(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。</p> <p>(2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と18(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量にもとづいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、34(2)で定める標準熱量より2パーセントをこえて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>(4) 当社は、18の規定により算定した使用量にもとづいた料金については、災害等やむを得ない理由がある場合には、請求を行わないことがあります。</p>
<p>26 保証金</p> <p>(1) 当社は、5(1)の申し込みをされる方、又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始もしくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設ならびに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>	<p>変 更</p>	<p>25 保証金</p> <p>(1) 当社は、5(1)の申し込みをされる方、または支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件として、その申込者またはお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器および将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設ならびに前3か月分または前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額をこえない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、預かり期間経過後、または9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>
<p>27 料金及び延滞利息の支払方法</p> <p>(1) ガスをご使用になるお客さまは、料金（32の規定による延滞利息を含みます。以下28、29、30、31において同じ）を毎月お支払いいただきます。</p> <p>(2) 料金は、(3)及び(4)の場合を除き、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(3) 38(1)①及び②に規定する料金又は延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(4) クレジットカード払いの方法によりお支払いをいただいている場合で</p>	<p>変 更</p>	<p>26 料金および延滞利息の支払方法</p> <p>(1) ガスをご使用になるお客さまは、料金（31の規定による延滞利息を含みます。以下27、28、29、30において同じ）を毎月お支払いいただきます。</p> <p>(2) 料金は、(3)および(4)の場合を除き、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(3) 37(1)①および②に規定する料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(4) クレジットカード払いの方法によりお支払いをいただいている場合であっ</p>

<p>あって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金又は延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p>		<p>て、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p>
<p>28 料金の口座振替</p> <p>(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</p> <p>(2) お客様は、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客様は、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客様は口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 8なお書、8①ただし書及び8②に規定するガスの使用を開始したお客様は払込みの方法</p>	<p>変更</p>	<p>27 料金の口座振替</p> <p>(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</p> <p>(2) お客様は、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客様は、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客様は口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客様は払込みの方法</p>
<p>29 料金のクレジットカード払い</p> <p>(1) 料金をお客さまとクレジットカード会社との契約に基づきクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合のクレジットカード会社は、当社が指定したクレジットカード会社といたします。</p> <p>(2) お客様は、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客様は、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客様はクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 8なお書、8①ただし書及び8②に規定するガスの使用を開始したお客様は払込みの方法</p>	<p>変更</p>	<p>28 料金のクレジットカード払い</p> <p>(1) 料金をお客さまとクレジットカード会社との契約にもとづきクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合のクレジットカード会社は、当社が指定したクレジットカード会社といたします。</p> <p>(2) お客様は、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書またはクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社またはクレジットカード会社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客様は、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客様はクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客様は払込みの方法</p>
<p>30 料金の払込み</p> <p>(1) お客様は、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）所定の方法により、次のいずれかの場所（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社又は債権回収会社が指定した金融機関</p> <p>② 当社又は債権回収会社が指定したコンビニエンスストア等</p> <p>(2) お客様が払込みにより料金を支払われる場合で、料金及びそれにあわせてお支払いいただく延滞利息の合計額（「当該料金」といいます。）が1,500円を下回る場合は、当社は27(1)の規定にかかわらず、当該料金を翌月の料金とあわせてお支払いいただくことがあります。ただし、この支払い方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) お客様が料金を(1)に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料を負担いただく場合があります。</p>	<p>変更</p>	<p>29 料金の払込み</p> <p>(1) お客様は、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）所定の方法により、次のいずれかの場所（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社または債権回収会社が指定した金融機関</p> <p>② 当社または債権回収会社が指定したコンビニエンスストア等</p> <p>(2) お客様が払込みにより料金を支払われる場合で、料金およびそれにあわせてお支払いいただく延滞利息の合計額（「当該料金」といいます。）が1,500円を下回る場合は、当社は26(1)の規定にかかわらず、当該料金を翌月の料金とあわせてお支払いいただくことがあります。ただし、この支払い方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) お客様が料金を(1)に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p>
<p>31 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客様が料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客様の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客様が料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>	<p>変更</p>	<p>30 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客様が料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客様の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客様が料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客様が料金を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、そ</p>

<p>(3) 当社は、お客さまが料金を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日を当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>		<p>の金融機関等に払い込まれた日を当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>
<p>3 2 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合</p> <p>② 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合</p> <p>(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント</p> <p>(1 円未満の端数切り捨て)</p> <p>(備 考)</p> <p style="padding-left: 2em;">消費税等相当額の算定方法は、別表第 6 の 2 (2) のとおりといたします。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(4) 延滞利息の支払義務は、33 及び 37(1)①の適用にあたっては、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。</p> <p>(5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。</p>	<p>変 更</p>	<p>3 1 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合</p> <p>② 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合</p> <p>(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント</p> <p>(1 円未満の端数切り捨て)</p> <p>(備 考)</p> <p style="padding-left: 2em;">消費税等相当額の算定方法は、別表第 6 の 2 (3) のとおりといたします。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(4) 延滞利息の支払義務は、32 および 36①の適用にあたっては、(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。</p> <p>(5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。</p>
<p>3 3 料金及び延滞利息の支払順序</p> <p>料金（この供給約款に基づかない当社と他のガスの供給及び使用に関する契約の料金を含みます。）及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p>	<p>変 更</p>	<p>3 2 料金および延滞利息の支払順序</p> <p>料金および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p>
<p>3 4 検査料その他の支払方法</p> <p>当社は、検査料及びその他料金又は延滞利息以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社が指定した金融機関</p> <p>② 当社及び当社の指定した特約店の営業窓口</p>	<p>変 更</p>	<p>3 3 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法</p> <p>工事費等、供給施設の修繕費、検査料およびその他料金または延滞利息以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。</p> <p>(1) 工事費等、供給施設の修繕費については、当社または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収代行会社」といいます。）が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社または債権回収代行会社が指定した金融機関</p> <p>② 当社および当社の指定した特約店の営業窓口</p> <p>(2) 44(1)の債権を譲渡した場合の工事費等、供給施設の修繕費の払い込みは、請求事業者または請求事業者が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収代行会社」といいます。）が作成した払込書により、次の場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 請求事業者または債権回収代行会社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等</p> <p>(3) 検査料およびその他料金または延滞利息以外の代金については、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社が指定した金融機関</p> <p>② 当社および当社の指定した特約店の営業窓口</p>
<p>VI 供 給</p>		<p>VI 供 給</p>
<p>3 5 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）</p>	<p>変 更</p>	<p>3 4 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性</p> <p>(1) 当社は、次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）</p>

<p>す。)のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、消費機器に対する適合性を示すもので、別表第10の燃焼速度とウォッペ指数との組み合わせによって決められるものです。</p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は12Aですので、消費機器は、12A・13A共用とされている消費器具が適合いたします。</p> <p>熱量 標準熱量……………41メガジュール 最低熱量……………39.81メガジュール</p> <p>圧力 最高圧力……………2.5キロパスカル 最低圧力……………1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度……………47 最低燃焼速度……………35 最高ウォッペ指数……………53.8 最低ウォッペ指数……………52.7</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定するガスの熱量等及び(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、この場合当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p>	<p>のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガスの消費機器に対する適合性を示すもので、別表第10の燃焼速度とウォッペ指数との組み合わせによって決められるものです。</p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス機器は、13Aとされているガス器具が適合いたします。</p> <p>熱量 標準熱量……………45メガジュール 最低熱量……………44メガジュール</p> <p>圧力 最高圧力……………2.5キロパスカル 最低圧力……………1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度……………47 最低燃焼速度……………35 最高ウォッペ指数……………57.8 最低ウォッペ指数……………52.7</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する最高圧力をこえるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定するガスの熱量等および(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、この場合当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p>
<p>36 供給又は使用の制限等</p> <p>(1) 当社は、ガスの熱量等が35の規定と相違する場合には、ガスの供給を中止することがあります。</p> <p>(2) 次の事由のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を中止することがあります。</p> <p>① 当社が十分な供給量を確保できなかった場合</p> <p>② お客さまが、45に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合</p> <p>③ お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失われた場合</p> <p>④ お客さまが、40、42、及び43の保安に係る当社への協力又は責任の規定に違反した場合</p> <p>(3) 当社は、次の事由のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限若しくは中止をする場合があります。また、当社は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限又は中止する旨をお知らせすることがあります。</p> <p>① 災害等その他の不可抗力による場合</p> <p>② ガス工作物に故障が生じた場合及び故障のおそれがあると当社が認めた場合</p> <p>③ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため必要がある場合</p> <p>④ 法令の規定による場合</p> <p>⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（42(1)の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると当社が認めた場合</p> <p>⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要と当社が認めた場合（42(4)の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑧ その他、当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると当社が認めた場合</p> <p>(4) 当社は、35(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び(3)の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめ</p>	<p>変更</p> <p>35 供給または使用の制限等</p> <p>(1) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。</p> <p>① 災害等その他の不可抗力による場合</p> <p>② ガス工作物に故障が生じた場合</p> <p>③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合</p> <p>④ 法令の規定による場合</p> <p>⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（41(1)の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合</p> <p>⑦ その他保安上必要がある場合（41(4)の処置をとる場合を含みます。）</p> <p>(2) 当社は、34(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。</p>

<p>ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。</p>	
<p>37 供給停止</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間程度及び5日間程度（いずれも23(3)に規定する休日を含みます。）の日数において、少なくとも2回予告いたします。</p> <p>① 支払義務発生日（23(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日、また23(5)の規定が適用される場合は、翌月の料金の支払義務発生日）の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目日が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合</p> <p>② 当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 45各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ お客さまが3(10)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>⑦ 42(5)及び43(4)の規定に違反した場合</p> <p>⑧ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p> <p>(2) クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合、ガスの供給を停止することがあります。また、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p>	<p>変更</p> <p>36 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②および③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に少なくとも5日間（21(3)に規定する休日を含みます。）の日数において予告いたします。</p> <p>① 支払義務発生日（21(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日、また21(5)の規定が適用される場合は、翌月の料金の支払義務発生日）の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目日が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合</p> <p>② 当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この供給約款にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 43各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ お客さまが3(10)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷しまたは失わせて、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>⑦ 41(5)および42(4)の規定に違反した場合</p> <p>⑧ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p>
<p>38 供給停止の解除</p> <p>(1) 37の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 37①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合</p> <p>② 37②の規定により供給を停止したときは、当社と他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>③ 37③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に速やかに行います。</p>	<p>変更</p> <p>37 供給停止の解除</p> <p>(1) 36の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 36①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべての料金および延滞利息を支払われた場合</p> <p>② 36②の規定により供給を停止したときは、当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合</p> <p>③ 36③、④、⑤、⑥、⑦または⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に速やかに行います。</p>
<p>39 供給制限等の賠償</p> <p>当社が10(4)、36又は37の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当</p>	<p>変更</p> <p>38 供給制限等の賠償</p> <p>当社が9(4)、35または36の規定により解約をし、または供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社の責</p>

<p>社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p>		<p>めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p>
<p>Ⅶ 保 安</p>		<p>Ⅶ 保 安</p>
<p>4 0 供給施設の保安責任</p> <p>(1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、お客さまの資産となる3(10)の境界線からガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(4) お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。</p>	<p>変 更</p> <p>3 9 供給施設の保安責任</p> <p>(1) 内管およびガス栓等、13(1)(4)(6)(8)および42(3)の規定によりお客さまの資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3(11)に規定する内管およびガス栓ならびに3(14)に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p>	
<p>4 1 周知及び調査義務</p> <p>(1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。</p> <p>(3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。</p> <p>(4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知及び調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p> <p>(5) 当社は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p>	<p>変 更</p> <p>4 0 周知および調査義務</p> <p>(1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。</p> <p>(3) 当社は、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。</p>	
<p>4 2 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。</p> <p>(2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。</p> <p>(3) お客さまは、40(3)及び41(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用を中止していただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは35(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。</p>	<p>変 更</p> <p>4 1 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、ただちに適切な処置をとります。</p> <p>(2) 当社は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客さまに当社がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。</p> <p>(3) お客さまは、39(3)および40(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。</p> <p>(5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは34(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。</p>	

<p>(6) お客さまは、当社が設置したガスメーター等については、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</p> <p>(7) 当社は、必要に応じてお客さまの3(10)の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。</p>		<p>(6) 当社が12(8)の規定により設置したガスメーターについては、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</p>
<p>4.3 お客さまの責任</p> <p>(1) お客さまは、41(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。</p> <p>(2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。</p> <p>(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）をお客さまに負担していただきます。</p> <p>(4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。</p> <p>① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること</p> <p>② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること</p> <p>③ 35(2)に規定する供給ガスに適合するものであること</p> <p>④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること</p> <p>⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること</p> <p>(5) ガス事業法第62条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。</p> <p>① 当社の保安業務に協力するよう努めなければならないこと</p> <p>② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと</p> <p>③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること</p>	<p>変 更</p>	<p>4.2 お客さまの責任</p> <p>(1) お客さまは、40(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。</p> <p>(2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。</p> <p>(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）をお客さまに負担していただきます。</p> <p>(4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。</p> <p>① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。</p> <p>② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。</p> <p>③ 34(2)に規定する供給ガスに適合するものであること。</p> <p>④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。</p> <p>⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること。</p>
<p>(下記4.5をご参照ください)</p>	<p>変 更</p>	<p>4.3 使用場所への立ち入り</p> <p>当社は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設またはガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>① 検針</p> <p>② 検査および調査のための作業</p> <p>③ 当社の供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業</p> <p>④ 9(1)から(4)の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業</p> <p>⑤ 35または36の規定による供給または使用の制限、中止または停止のための作業</p> <p>⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業</p> <p>⑦ その他保安上必要な作業</p>
	<p>新 規</p>	<p>4.4 債権の譲渡</p> <p>(1) お客さまは、当社が工事費等の債権について別表第1.2に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡する場合があることについてあらかじめ承諾していただきます。この場合において当社および請求事業者は、譲渡承認の請</p>

		<p>求を省略するものとします。</p> <p>(2) お客さまは、当社が(1)の債権譲渡を行う場合において、請求および回収に必要な情報に限定してお客さまの個人情報を、請求事業者に通知することについて同意していただきます。</p> <p>(3) お客さまは、当社が(1)の債権譲渡を行う場合において、請求事業者が工事費等の債権に関して工事費等が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて同意していただきます。</p>
<p>4 4 供給施設等の検査</p> <p>(1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの）といたします。(2)において同じ。)を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。</p> <p>(2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3(15)に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまに負担していただきます。</p> <p>(3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(4) お客さまは、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。</p>	変更	
Ⅷ その他		
<p>4 5 使用場所への立ち入り</p> <p>当社は、次の作業のため必要な場合には、お客さまの土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員はお客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）</p> <p>② 供給施設の検査及び消費機器の調査のための作業</p> <p>③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業</p> <p>④ 10(1)から(4)の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業</p> <p>⑤ 36又は37の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業</p> <p>⑥ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業</p> <p>⑦ その他保安上必要な作業</p>	変更	(上記4 3をご参照ください)
<p>4 6 お客さまに関する情報の取り扱い</p> <p>(1) 当社は、41(2)の法定の消費機器調査の結果等について、保安確保を目的として使用・提供できるものとします。</p> <p>(2) 消費機器に関する事故が発生した場合、当社は事故現場で把握したお客さまの情報について、保安確保を目的として使用・提供できるものとします。</p>	削除	
<p>4 7 反社会勢力の排除</p> <p>(1) お客さま及び当社は、この供給約款による契約成立時において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する</p>	削除	

<p>こと</p> <p>③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) お客さま及び当社は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) お客さま及び当社は、相手方が(1)又は(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちにこの供給約款による契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。</p>		
<p>4 8 専属的合意管轄裁判所</p> <p>この供給約款にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。</p>	<p>削 除</p>	
<p>附 則</p>		<p>付 則</p>
<p>1 この供給約款の実施期日</p> <p>この供給約款は、2019年10月1日から実施いたします。</p> <p>ただし、この供給約款の2の規定により、最終保障供給約款の別表第1（供給区域）のみを変更した場合には、この供給約款の変更後の別表第1については、変更後の最終保障供給約款の別表第1（供給区域）が適用される日から実施いたします。</p>	<p>変 更</p>	<p>1 この供給約款の実施の期日</p> <p>この供給約款（以下「本供給約款」といいます。）は、2020年10月30日から実施いたします。</p> <p>ただし、本供給約款2(2)の規定により、別表第1のみを変更した場合には、変更後の別表第1については、変更後の別表第1に定める日から実施いたします。</p>
<p>2 この供給約款の実施に伴う切り替え措置</p> <p>当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までで支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を8パーセントとし、この供給約款の変更前の一般ガス供給約款（四街道12A地区）に定める料金表により算定いたします。</p>	<p>廃 止</p>	
	<p>新 規</p>	<p>2 地区の統合に伴う四街道12A地区のお客さまについての取扱い</p> <p>2020年10月29日まで2019年10月1日実施の一般ガス供給約款（四街道12A地区）（以下「旧四街道12A地区供給約款」といいます。）を適用しているお客さまについては、2020年10月30日から本供給約款を適用し、3 本供給約款の実施に伴う切り替え措置を講じます。</p>
	<p>新 規</p>	<p>3 本供給約款の実施に伴う切り替え措置</p> <p>(1) 当社は、2020年10月29日まで旧四街道12A地区供給約款の適用があり、2020年10月30日以降本供給約款が適用されるお客さまについて、2020年10月30日とその前日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。</p> <p>（算式）</p> <p>料金（小数点第1位以下の端数切り捨て）</p> <p>=①旧四街道12A地区供給約款適用期間の料金+②本供給約款適用期間の料金</p> <p>①旧四街道12A地区供給約款適用期間の料金</p> <p>（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>=③旧四街道12A地区供給約款別表第6の基本料金×D₁/D</p> <p>（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>+④旧四街道12A地区供給約款別表第6の単位料金×V₁</p>

	<p>②本供給約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て） =⑤本供給約款別表第6の基本料金×D₂/D(小数点第3位以下の端数切り捨て) +⑥本供給約款別表第6の調整単位料金×V₂</p> <p>(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧四街道12A地区供給約款別表第6および本供給約款別表第6においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定いたします。</p> <p>(算式)</p> <p>① 旧四街道12A地区供給約款適用期間の1か月換算使用量 =V₁×D/D₁</p> <p>② 本供給約款適用期間の1か月換算使用量 =V₂×D/D₂</p> <p>(備考)</p> <p>旧四街道12A地区供給約款=2019年10月1日実施の一般ガス供給約款（四街道12A地区）</p> <p>D=料金算定期間の日数（ただし、本供給約款22(3)の①から⑤のいずれかに該当する場合は、(1)の基本料金の按分の算式のDおよび、(2)の料金表判定における換算の算式のDを30とします。）</p> <p>D₁=Dのうち2020年10月29日までの期間に属する日数 D₂=Dのうち2020年10月30日以降の期間に属する日数 V=料金算定期間の使用量 V₁=Vのうち旧四街道12A地区供給約款適用期間の使用量 =V-V₂ V₂=Vのうち本供給約款適用期間の使用量（小数点第1位以下の端数切り捨て）</p> $=V \times \frac{41 \times D_2}{45 \times D_1 + 41 \times D_2}$
新規	<p>4 料金についての特別措置（口座振替割引）</p> <p>(1) 適用条件 本供給約款にもとづく契約を締結し、料金を口座振替によりお支払いになり、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。</p> <p>(2) 契約の成立 口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(3) 料金 当社は、各料金算定期間の料金を、次の規定にもとづき算定いたします。</p> <p>① 口座振替割引額は、1契約につき、次に定める金額といたします。</p> <p>② ただし、各料金算定期間の口座振替割引額は、本供給約款によって算定された口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額の料金を上回らないものといたします。</p> <p>③ 各料金算定期間の本供給約款の料金は、本供給約款によって算定された口座振替割引適用前の料金から、口座振替割引額を差し引いたものといたします。</p> <p>④ また、各料金算定期間の料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を、口座振替割引取消額として、原則として翌月の料金に加算し、翌月の料金として申し受けます。</p>

	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 契約につき</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">55,000円 (消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table>	1 契約につき	55,000円 (消費税等相当額を含みます)																		
1 契約につき	55,000円 (消費税等相当額を含みます)																				
<p>(別表第1) 供給区域 供給区域は、最終保障供給約款に準じます。 四街道12A地区 … 最終保障供給約款の別表第1に定めるガスを供給する地区。</p>	<p>変更 (別表第1) 供給区域 当社ホームページをご参照ください https://home.tokyo-gas.co.jp/gas/userguide/kyoukyuu_area.html</p>																				
<p>(別表第2) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額は、供給区域(別表第1に定めるものをいいます。)に応じて以下のとおりといたします。 四街道12A地区(41MJ地区)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合</td> <td style="padding: 5px;">設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 62,600 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合</td> <td style="padding: 5px;">設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 125,200 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合</td> <td style="padding: 5px;">設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 250,400 円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 需要場所について1年間に供給するガス量が、熱量 46MJ のガスを常温及び常圧で10万立方メートル以上供給するものに相当する量である場合は、当社負担額の上限値は1需要場所につき1億円(消費税等相当額を含まないものとします。)といたします。</p>	ガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 62,600 円	ガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 125,200 円	ガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 250,400 円	<p>変更 (別表第2) 本支管工事費の当社の負担額</p> <p>1 ガスメーターの能力別当社負担額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">設 置 す る ガ ス メ ー タ ー の 能 力</th> <th style="padding: 5px;">ガ ス メ ー タ ー 1 個 に つ き 当 社 の 負 担 す る 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 立方メートル毎時</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">85,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1.6</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">136,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2.5</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">212,500</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">340,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">510,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">10</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">850,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき85,000円の割合で計算した金額といたします。</p> <p>3 34(3)の規定にもとづく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、1および2により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">係数</p> <p style="margin-left: 40px;">最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合…… 2</p> <p style="margin-left: 40px;">最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合…… 4</p> <p>4 1 需要場所について1年間に供給するガス量が、熱量 46MJ のガスを常温及び常圧 10 万立方メートル以上供給するものに相当する量である場合は、当社負担額の上限値は1需要場所につき1億円(消費税等相当額を含まないものとします。)といたします。</p>	設 置 す る ガ ス メ ー タ ー の 能 力	ガ ス メ ー タ ー 1 個 に つ き 当 社 の 負 担 す る 金 額	1 立方メートル毎時	85,000円	1.6	136,000	2.5	212,500	4	340,000	6	510,000	10	850,000
ガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 62,600 円																				
ガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 125,200 円																				
ガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 250,400 円																				
設 置 す る ガ ス メ ー タ ー の 能 力	ガ ス メ ー タ ー 1 個 に つ き 当 社 の 負 担 す る 金 額																				
1 立方メートル毎時	85,000円																				
1.6	136,000																				
2.5	212,500																				
4	340,000																				
6	510,000																				
10	850,000																				

(別表第3) 本支管及び整圧器	
	口 径
本支管	50 mm
	75
	80
	100
	150
	200
	300
	400
	500
	600
整圧器	750
	(ただし、最高圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径100 mm以上といたします。)
	50 mm
	75
	80
	100
150	
200	

(注) 当社が上記を上回る大きさの本支管又は整圧器が必要と判断する場合には、お客さまと協議のうえで、口径を決定いたします。

(別表第3) 本支管および整圧器	
	口 径
本支管	50 mm
	75
	80
	100
	150
	200
	300
	400
	(ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径100 mm以上といたします。)
	50 mm
整圧器	75
	80
	100
	150
	200

(別表第4) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式	変更
<p>1 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。) の場合</p> $V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$	<p>(別表第4) ガスメーターの誤差が使用公差をこえている場合の使用量の算式</p> <p>1 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。) の場合</p> $V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$
<p>2 遅動 (正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。) の場合</p> $V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$ <p>(備考)</p> <p>V は、20(9)の規定により算定する使用量</p> <p>V₁ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量</p> <p>A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合 (パーセント)</p>	

(別表第4) ガスメーターの誤差が使用公差をこえている場合の使用量の算式	変更
<p>1 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。) の場合</p> $V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$	<p>(別表第4) ガスメーターの誤差が使用公差をこえている場合の使用量の算式</p> <p>1 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。) の場合</p> $V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$
<p>2 遅動 (正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。) の場合</p> $V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$ <p>(備考)</p> <p>V は、18(9)の規定により算定する使用量</p> <p>V₁ は、計量法で定める使用公差をこえているガスメーターによる使用量</p> <p>A は、計量法で定める使用公差をこえているガスメーターによる速動または遅動の割合 (パーセント)</p>	

(別表第5) 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合の使用量の算式	変更
$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$ <p>(備考)</p> <p>V は、20(12)の規定により算定する使用量</p> <p>P は、2.5 キロパスカルを超えて供給する圧力</p> <p>V₁ は、ガスメーターの検針量</p>	<p>(別表第5) 最高圧力をこえる圧力で供給する場合の使用量の算式</p> $V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$ <p>(備考)</p> <p>V は、18(12)の規定により算定する使用量</p> <p>P は、最高圧力をこえて供給する圧力 (キロパスカル)</p> <p>V₁ は、ガスメーターの検針量</p>

(別表第5) 最高圧力をこえる圧力で供給する場合の使用量の算式	変更
$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$ <p>(備考)</p> <p>V は、18(12)の規定により算定する使用量</p> <p>P は、最高圧力をこえて供給する圧力 (キロパスカル)</p> <p>V₁ は、ガスメーターの検針量</p>	<p>(別表第5) 最高圧力をこえる圧力で供給する場合の使用量の算式</p> $V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$ <p>(備考)</p> <p>V は、18(12)の規定により算定する使用量</p> <p>P は、最高圧力をこえて供給する圧力 (キロパスカル)</p> <p>V₁ は、ガスメーターの検針量</p>

(別表第6) 料金表		(別表第6) 料金表												
<p>1 適用区分</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が20立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が200立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>2 料金及び消費税等相当額の算定方法</p> <p>(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(2) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。</p> <p>料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)</p> <p>3 料金表A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="189 994 738 1115"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>726,00円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>(2) 単位料金</p> <table border="1" data-bbox="189 1167 738 1288"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>126,11円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>4 料金表B</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="189 1377 738 1498"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>933,00円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>(2) 単位料金</p> <table border="1" data-bbox="189 1550 738 1671"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>115,76円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>5 料金表C</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="189 1787 738 1908"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>3,415,87円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>(2) 単位料金</p> <table border="1" data-bbox="189 1960 738 2080"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>103,34円 (消費税等相当額を含みます。)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	726,00円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	126,11円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	933,00円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	115,76円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	3,415,87円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	103,34円 (消費税等相当額を含みます。)	<p>変更</p>	<p>1 適用区分</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表E 使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表F 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。</p> <p>2 料金および消費税等相当額の算定方法</p> <p>(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。</p> <p>① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の</p>
1か月及びガスメーター1個につき	726,00円 (消費税等相当額を含みます。)													
1立方メートルにつき	126,11円 (消費税等相当額を含みます。)													
1か月及びガスメーター1個につき	933,00円 (消費税等相当額を含みます。)													
1立方メートルにつき	115,76円 (消費税等相当額を含みます。)													
1か月及びガスメーター1個につき	3,415,87円 (消費税等相当額を含みます。)													
1立方メートルにつき	103,34円 (消費税等相当額を含みます。)													

料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもと
づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の
料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもと
づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の
料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもと
づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にも
とづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にも
とづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にも
とづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

3 料金表A

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1 個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	----------------------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単
位料金といたします。

4 料金表B

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1 個につき	1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	------------------------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	130.46円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当
たりの単位料金といたします。

5 料金表C

(1) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 232. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	128. 26円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した1立方メートル当
たりの単位料金といたします。

6 料金表D

(1) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 892. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	124. 96円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した1立方メートル当
たりの単位料金といたします。

7 料金表E

(1) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	6, 292. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	116. 16円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した1立方メートル当
たりの単位料金といたします。

8 料金表F

(1) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	12, 452. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	---------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	108. 46円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

(別表第7) 料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、
別表第6のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を

変
更

(別表第7) 料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第
6のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の

<p>乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>(1) 日割計算後基本料金</p> <p>基本料金×日割計算日数/30</p> <p>(備 考)</p> <p>① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金</p> <p>② 日割計算日数は、料金算定期間の日数</p> <p>③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て</p> <p>(2) 従量料金</p> <p>別表第6の料金表における単位料金に使用量に乗じて算定いたします。</p>	<p>日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>(1) 日割計算後基本料金</p> <p>基本料金×日割計算日数/30</p> <p>(備 考)</p> <p>① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金</p> <p>② 日割計算日数は、料金算定期間の日数</p> <p>③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て</p> <p>(2) 従量料金</p> <p>別表第6の料金表における基準単位料金または23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。</p>
<p>(別表第8) 料金の日割計算(2)</p> <p>料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>(1) 日割計算後基本料金</p> <p>基本料金×(30-供給中止期間の日数)/30</p> <p>(備 考)</p> <p>① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金</p> <p>② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30</p> <p>③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て</p> <p>(2) 従量料金</p> <p>別表第6の料金表における単位料金に使用量に乗じて算定いたします。</p>	<p>変 更</p> <p>(別表第8) 料金の日割計算(2)</p> <p>料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>(1) 日割計算後基本料金</p> <p>基本料金×(30-供給中止期間の日数)/30</p> <p>(備 考)</p> <p>① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金</p> <p>② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30</p> <p>③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て</p> <p>(2) 従量料金</p> <p>別表第6の料金表における基準単位料金または23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。</p>
<p>(別表第9) 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式</p> $D = \frac{F \times (C - A)}{C}$ <p>(備 考)</p> <p>Dは、25(3)の規定により算定する金額</p> <p>Fは、24の規定により算定した従量料金</p> <p>Cは、35(2)に規定する標準熱量</p> <p>Aは、法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値</p>	<p>変 更</p> <p>(別表第9) 標準熱量より2パーセントをこえて低い場合に料金から差し引く金額の算式</p> $D = \frac{F \times (C - A)}{C}$ <p>(備 考)</p> <p>Dは、24(3)の規定により算定する金額</p> <p>Fは、22の規定により算定した従量料金</p> <p>Cは、34(2)に規定する標準熱量</p> <p>Aは、法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値</p>
<p>(別表第10) 燃焼速度・ウォッペ指数</p> <p>(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。</p> <p>[算 式]</p> $MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (f_i A_i) \times (1 - K)$ <p>MCPは、燃焼速度</p> <p>S_iは、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値</p>	<p>変 更</p> <p>(別表第10) 燃焼速度・ウォッペ指数</p> <p>(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。</p> <p>[算 式]</p> $MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (f_i A_i) \times (1 - K)$ <p>MCPは、燃焼速度</p> <p>S_iは、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値</p> <p>f_iは、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値</p>

f i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲

げる値

A i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

K は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5 CO_2 + N_2 - 3.77 O_2}{100 - 4.77 O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77 O_2}{100 - 4.77 O_2} \right]^2 \right\}$$

α i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲

げる値

CO₂ は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N₂ は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O₂ は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) 「ウォッペ指数」とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次

の計算式によって得られる指数をいいます。

〔算式〕

$$W I = H / \sqrt{a}$$

$$\left[\begin{array}{l} W I = \text{ウォッペ指数} \quad a = \text{ガスの空気に対する比重} \\ H = \text{単位あたりのガスの熱量} \end{array} \right]$$

(3) 燃焼性の類別は、ウォッペ指数、燃焼速度により定まり、その範囲とガス

グループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の種別	ガスグループ	ウォッペ指数 (W I)		燃焼速度 (MCP)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
12A	12A	52.7	53.8	35	47

A i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

K は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5 CO_2 + N_2 - 3.77 O_2}{100 - 4.77 O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77 O_2}{100 - 4.77 O_2} \right]^2 \right\}$$

α i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO₂ は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N₂ は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O₂ は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) 「ウォッペ指数」とは、ガスの熱量および比重によって決まるもので、次の

計算式によって得られる指数をいいます。

〔算式〕

$$W I = H / \sqrt{a}$$

$$\left[\begin{array}{l} W I = \text{ウォッペ指数} \quad a = \text{ガスの空気に対する比重} \\ H = \text{単位あたりのガスの熱量} \end{array} \right]$$

(3) 燃焼性の類別は、ウォッペ指数、燃焼速度により定まり、その範囲とガス

グループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の種別	ガスグループ	ウォッペ指数 (W I)		燃焼速度 (MCP)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
13A	13A	52.7	57.8	35	47

<p>(別表第1 1) 内管の設置に要する費用の一部を当社が負担する場合の取り扱い</p> <p>1 適用対象</p> <p>この取扱いは、以下のイ又はロの場合に適用します。</p> <p>イ お客さまの申し込みに伴い、新たな供給管 (15(11)ただし書の規定により工事費がお客さま負担となるものを除きます。)の設置に代えて、お客さまの同意を得て、当社が使用に供したところのある供給管 (その使用について保安上その他の問題がないと当社が判断したものに限り)を使用する場合であって、これにより内管の設置に要する費用が増加する場合</p> <p>ロ お客さまの申し込みに伴い、新たな供給管 (15(11)ただし書の規定により工事費がお客さま負担となるものを除きます。)を設置するにあたり、お客さまの同意を得て、当社が使用に供したところのある供給管の設置穴に供給管を設置する場合であって、これにより内管の設置に要する費用が増加する場合</p> <p>2 取り扱いの内容</p> <p>内管の設置に要する費用のうち、以下に定める金額を当社が負担いたします。</p> <p>$C = B - A$</p> <p>(備考)</p> <p>Cは、当社の負担額</p> <p>Aは、以下の金額</p> <p>1 イの場合……供給管を新たに設置する場合の、内管の設置に要する費用 (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>1 ロの場合……新たな場所に供給管を設置する場合の、内管の設置に要する費用 (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>Bは、以下の金額</p> <p>1 イの場合……当社が使用の用に供したところのある供給管を使用する場合の、内管の設置に要する費用 (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>1 ロの場合……当社が使用の用に供したところのある供給管の設置穴に新たな供給管を設置する場合の、内管の設置に要する費用 (消費税等相当額を含みます。)</p>	<p>変更</p>	<p>(別表第1 1) 内管の設置に要する費用の一部を当社が負担する場合の取扱い</p> <p>1 適用対象</p> <p>この取扱いは、以下のイまたはロの場合に適用します。</p> <p>イ お客さまの申し込みに伴い、新たな供給管 (13(11)ただし書の規定により工事費がお客さま負担となるものを除きます。)の設置に代えて、お客さまの同意を得て、当社が使用に供したところのある供給管 (その使用について保安上その他の問題がないと当社が判断したものに限り)を使用する場合であって、これにより内管の設置に要する費用が増加する場合</p> <p>ロ お客さまの申し込みに伴い、新たな供給管 (13(11)ただし書の規定により工事費がお客さま負担となるものを除きます。)を設置するにあたり、お客さまの同意を得て、当社が使用に供したところのある供給管の設置穴に供給管を設置する場合であって、これにより内管の設置に要する費用が増加する場合</p> <p>2 取扱いの内容</p> <p>内管の設置に要する費用のうち、以下に定める金額を当社が負担いたします。</p> <p>$C = B - A$</p> <p>(備考)</p> <p>Cは、当社の負担額</p> <p>Aは、以下の金額</p> <p>1 イの場合……供給管を新たに設置する場合の、内管の設置に要する費用 (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>1 ロの場合……新たな場所に供給管を設置する場合の、内管の設置に要する費用 (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>Bは、以下の金額</p> <p>1 イの場合……当社が使用の用に供したところのある供給管を使用する場合の、内管の設置に要する費用 (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>1 ロの場合……当社が使用の用に供したところのある供給管の設置穴に新たな供給管を設置する場合の、内管の設置に要する費用 (消費税等相当額を含みます。)</p>
	<p>新規</p>	<p>(別表第1 2) 請求事業者 東京ガスリース株式会社</p>